

令和3年第2回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年6月24日（木）午後2時～

場 所 越谷市中央市民会館4階会議室A・B

次 第

1. 開 会

2. 諮 問

3. あいさつ

4. 議 事

(1) 赤字削減・解消計画の見直しについて I資料1

5. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税減免及び
傷病手当金の状況について資料2

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について資料3

6. そ の 他

7. 閉 会

参考資料1 「赤字削減・解消計画の策定について（答申）」の写し

参考資料2 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）

赤字削減・解消計画の見直しについて I

～越谷市国民健康保険の現状と赤字削減・解消計画の状況～

令和3年6月24日

(令和3年第2回国保運営協議会)

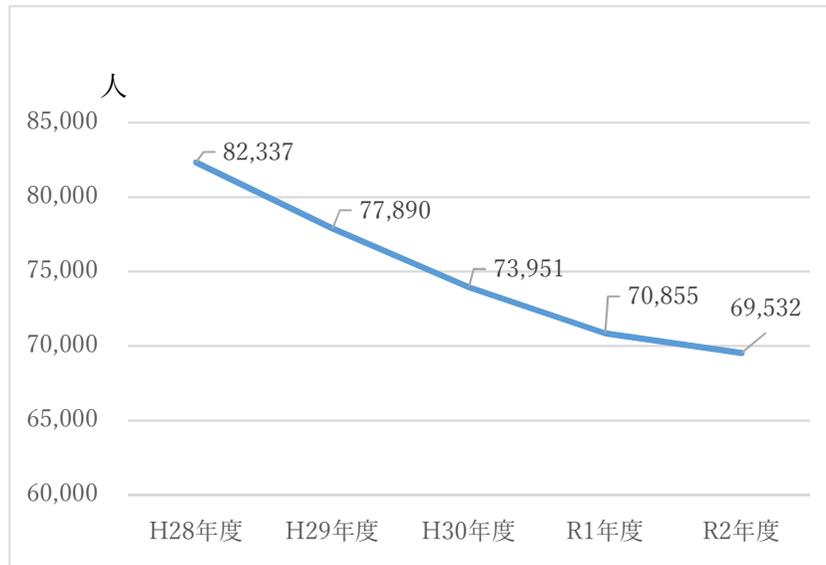
1 越谷市の国民健康保険の現状について

(1) 被保険者数の状況

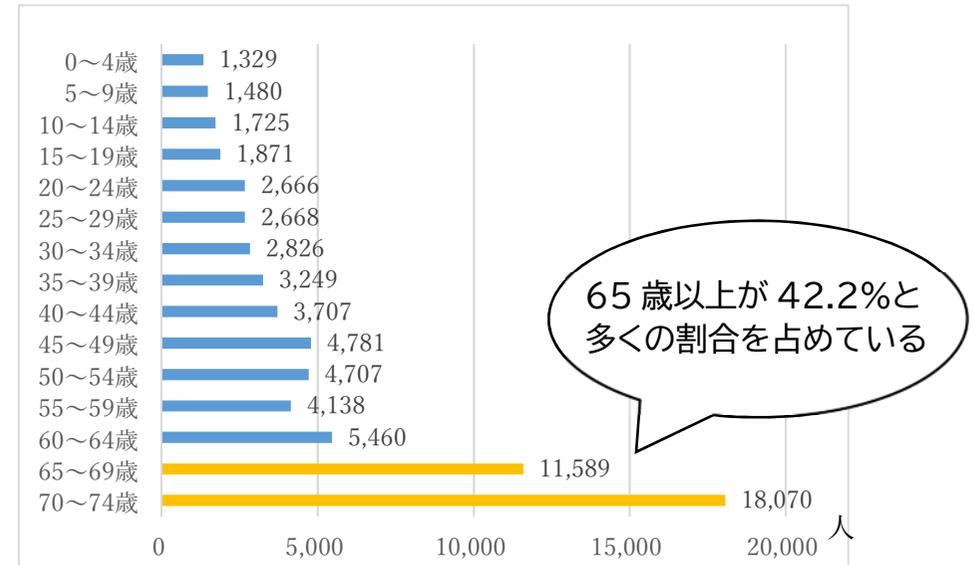
越谷市国民健康保険の被保険者数（図1）は、75歳以上の方の後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大による社会保険への加入などにより、年々減少しています。

また、国民健康保険は定年退職者が多く加入するため、令和2年度年齢階層別被保険者数（図2）のとおり、65歳以上の高齢者が多くの割合を占めており、今後もこの傾向は続くものと思われます。

【被保険者数】(図1)



【令和2年度年齢階層別被保険者数】(図2)



ポイント!

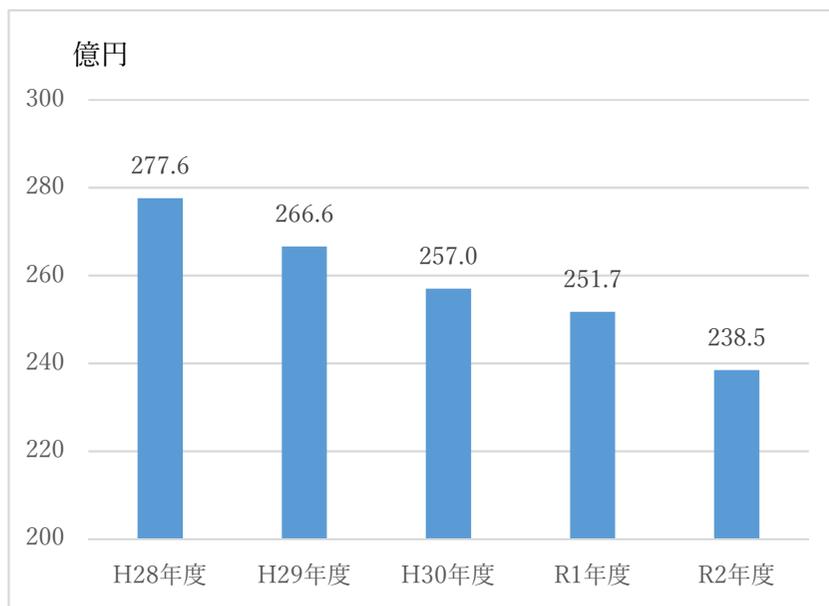
- ・被保険者は、年々減少している。
- ・被保険者は、65歳以上の高齢者が4割以上を占めている。

(2) 医療費の状況

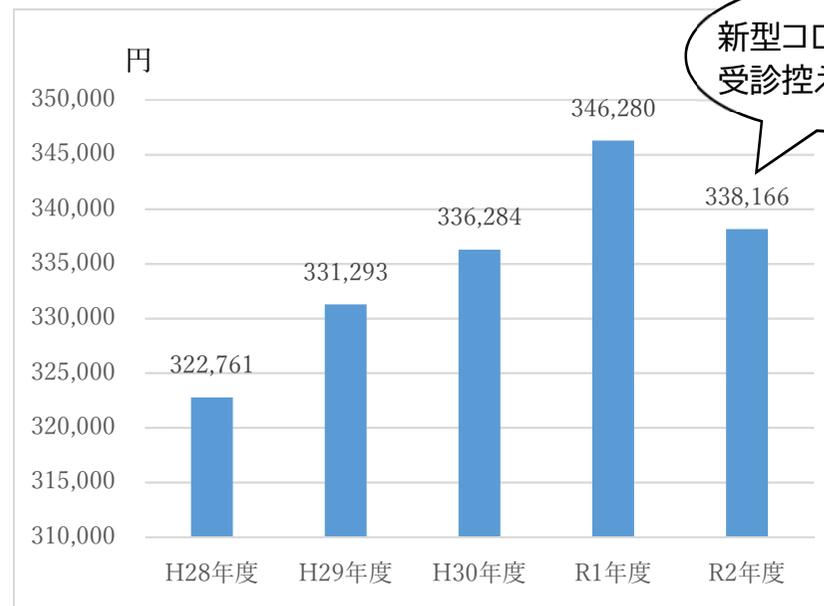
国民健康保険の医療費は、被保険者数が年々減少していることから、医療費総額（図3）も低減しています。

一方、高齢化の進展や医療の高度化などにより、被保険者一人当たりの医療費（図4）は増加傾向にあります。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えのため例外的に減少したものと推測されます。

【医療費総額】（図3）



【一人当たりの医療費】（図4）



ポイント！

- ・被保険者の減少に伴い、医療費総額も年々減少している。
- ・一方で、1人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療の高度化などで増加傾向にある。

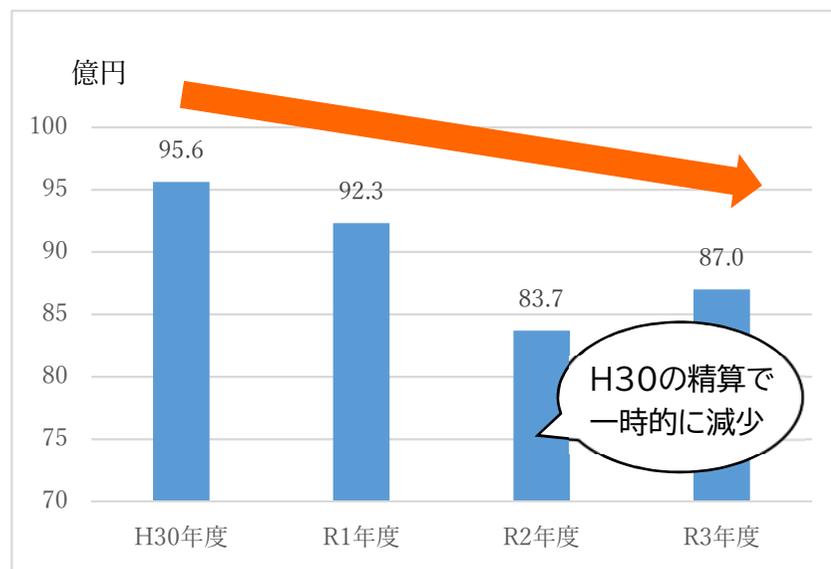
(3) 国民健康保険事業費納付金の状況

国保の広域化により、県が保険給付費（医療費等）を全額賄い、市町村が県に国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」と言います。）を納付する制度がはじまりましたが、本市の納付金総額（図5）は、被保険者の減少に伴い、減少傾向にあります。

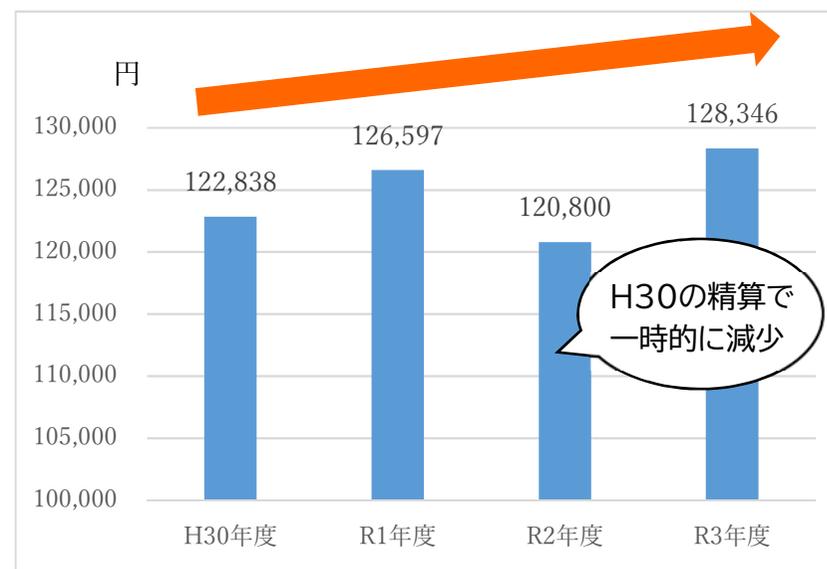
一方で、被保険者一人当たりの納付金（図6）は、増加傾向にあります。これは、一人当たりの医療費の増加に加え、後期高齢者支援金や介護納付金の一人当たり負担額が増加傾向にあるためであり、後期高齢者の増加や介護需要の増大などにより、今後も増加していくことが見込まれます。

なお、令和2年度の納付金は、平成30年度の精算などのため減少したもので、一時的なものです。

【納付金総額】（図5）



【一人当たりの納付金】（図6）



ポイント！

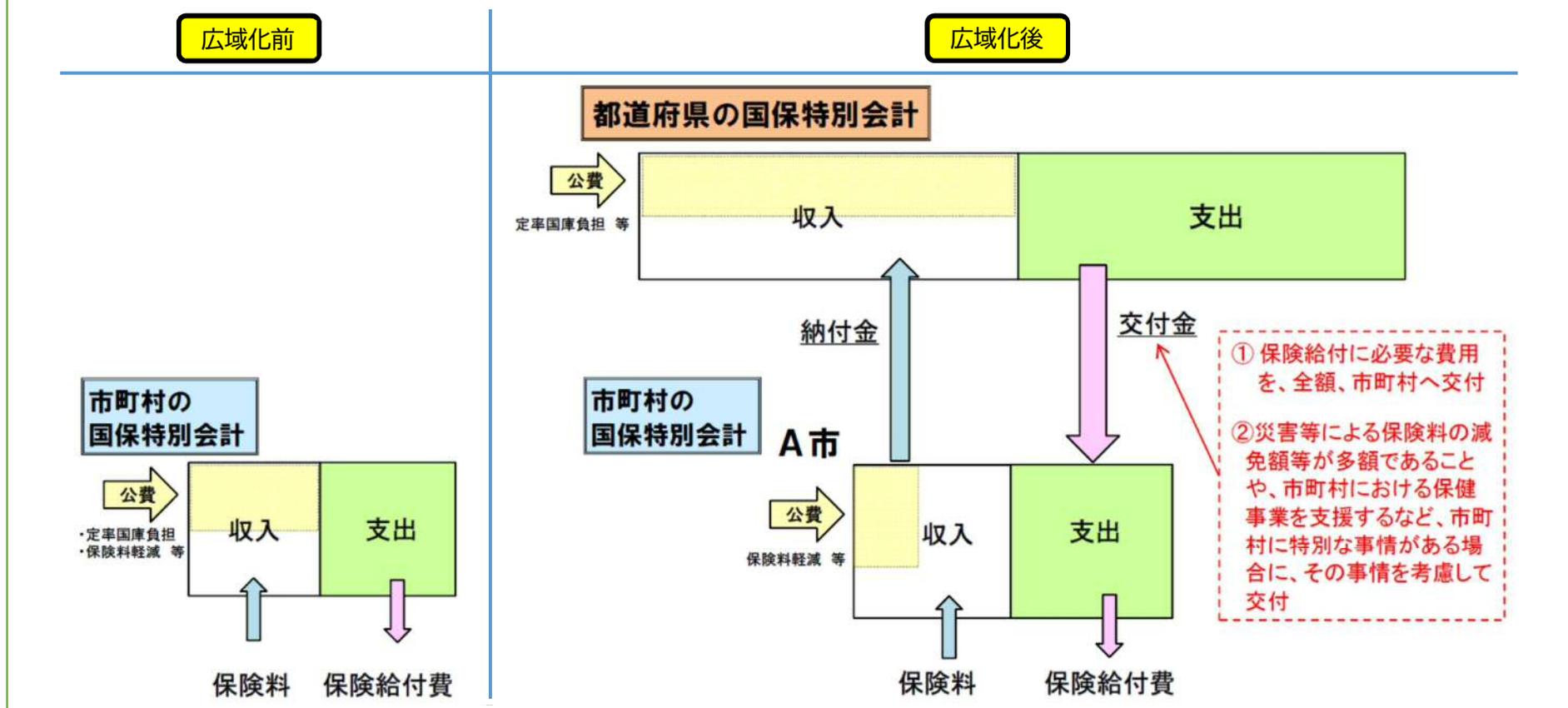
- ・被保険者の減少に伴い、納付金も減少傾向にある。
- ・一方で、一人当たりの納付金は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。

<国民健康保険事業費納付金とは？>

平成29年度まで、国保はそれぞれの市町村が保険者となって財政運営を行ってきました。

しかし、被保険者の構成やぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など国保には構造的な課題があったことから、国保制度の財政基盤の安定化を図るため、平成30年度からは、都道府県が財政運営の中心的な役割を担う国保の広域化がなされました。

国保の広域化により、平成30年度からは都道府県も保険者となるとともに財政運営の責任主体となり、県が保険給付費（医療費）の全額を賄い、その保険給付費のうち、国・県等の公費で賄えない部分を、被保険者数や所得水準、医療費水準等に応じて算定された国民健康保険事業費納付金として市町村が分担し、県に納付する制度（**市町村が県に納付金を納付し、保険給付に必要な費用の全額を県から交付金として受ける制度**）が始まり、国保財政の基盤強化が図られました。

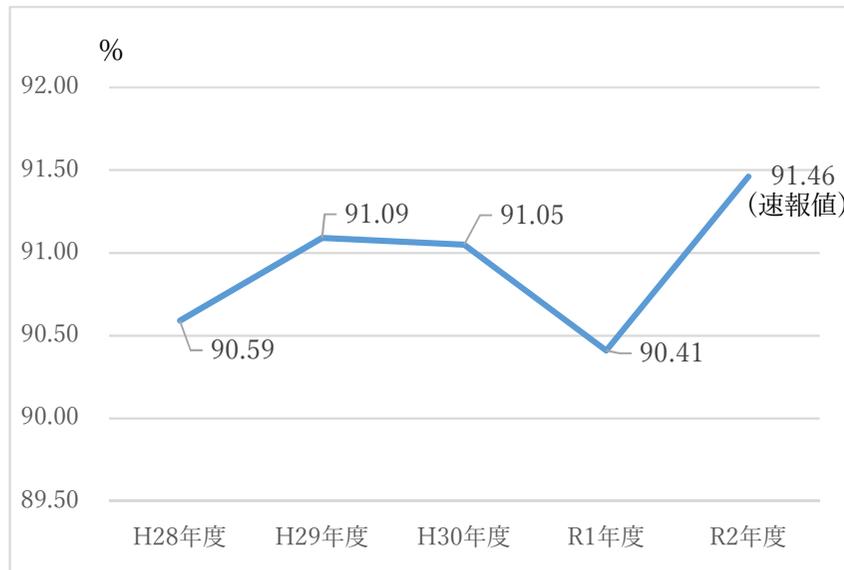


(4) 国民健康保険税の収納率の状況

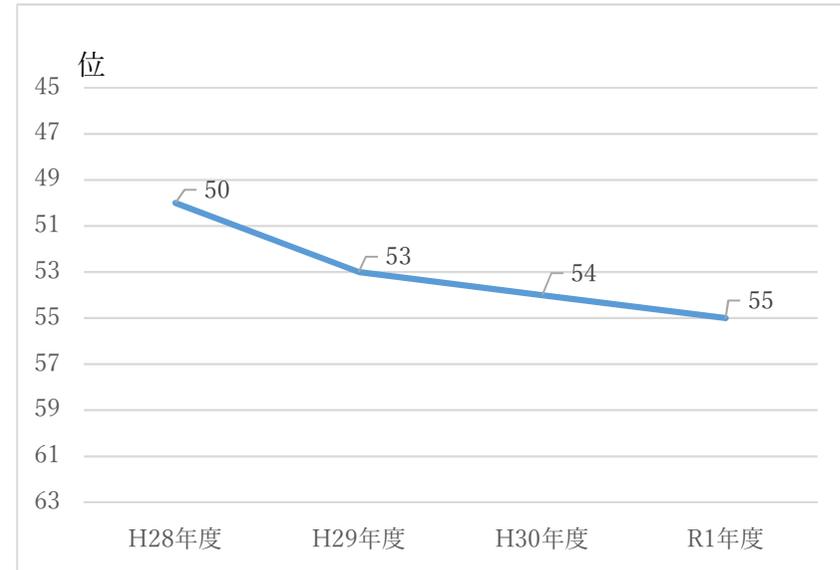
現年度収納率（図7）は、若干の変動はあるものの、概ね90%～91%台で推移しています。

また、収納率は人口規模の大きな団体は一般的に低い傾向にありますが、県内63市町村中の収納率県内順位（図8）は、他市町村も徴収強化に取り組んでいることなどから、徐々に低下しつつあります。

【現年度収納率】（図7）



【収納率県内順位】（図8）



ポイント!

- ・現年度の収納率は、概ね90%～91%台で推移している。
- ・収納率の県内順位は徐々に低下しつつある。

2 赤字削減・解消計画の進捗状況について

(1) 計画と実績の比較

| 項目 | | 年度 | | | | | | |
|----|------------|------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-----------|--------------------------|
| | | 平成28年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 計画 | その他一般会計繰入金 | 15億7,000万円 | 13億9,000万円 | 9億6,600万円 | 10億6,761万円 | 計画 11億9,440万円 | 8億1,340万円 | 9億1,156万円 |
| | うち赤字 | 12億8,289万円 | 10億2,473万円 | 6億3,380万円 | 7億4,870万円 | 8億8,824万円 | 5億2,561万円 | 6億4,104万円 |
| | 削減率 | 赤字の基準額 | 【▲20%】 | 【▲51%】 | 【▲42%】 | 【▲31%】 | 【▲59%】 | 【▲50%】 |
| 実績 | その他一般会計繰入金 | | 決算 13億9,000万円 | 決算 9億6,600万円 | 決算 2億3,200万円 | 予算 12億4,200万円 | | |
| | うち赤字 | | 10億2,473万円 | 6億8,379万円 | 0 | 9億0,000万円 | | 赤字を令和5年度までに半減させる計画としている。 |
| | 削減率 | | 【▲20%】 | 【▲47%】 | 【▲100%】 | 【▲30%】 | | |
| 差 | その他一般会計繰入金 | | 0円 | 0万円 | ▲8億3,561万円 | +4,760万円 | | |
| | うち赤字 | | 0円 | +4,999万円 | ▲7億4,870万円 | +1,176万円 | | |
| | 削減率 | | 【0%】 | 【+4%】 | 【▲58%】 | 【+1%】 | | |
| 備考 | | ・基準年度 | ・計画策定 | ・税率改定 | | | ・計画見直し | |

(表1)

※「削減率」は、基準年度である平成28年度の赤字額に対する各年度の削減率。
 ※平成30年度は計画策定年度のため、計画と実績は同額、同率となっている。

(2) 令和3年度予算の赤字の状況

- ・令和3年度の当初予算では赤字が9億円と、ほぼ計画どおり解消が進んでいます。
- ・計画より赤字額が若干多い要因は、新型コロナウイルス感染症による所得の減少などです。

ポイント!

- ・令和2年度は納付金が少なかったこともあり、決算では一時的に赤字が解消された。
- ・しかし、令和3年度当初予算では赤字が9億円とほぼ計画どおりの進捗となっている。

3 赤字削減・解消に向けた取組について

(1) 医療費縮減の取組

① 特定健康診査

特定健康診査（メタボ健診）は、保険者に実施が義務付けられているもので、その受診率が高い程、医療費が低くなる傾向にあると言われていています。本市では、国が定める検査項目に加え、独自に検査項目を追加するとともに、未受診者へ受診勧奨を積極的に行い、被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療に繋がるよう、受診率の向上に努めています。

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 越谷市受診率（％） | 40.1 | 41.7 | 41.5 | 41.9 | 36.5 |
| 県平均受診率（％） | 38.9 | 39.6 | 40.3 | 40.7 | 33.4 |

(表2)

※令和2年度は、令和3年4月末現在の法定報告基準の数値。確定は、令和3年11月頃。

② 生活習慣病重症化予防対策事業

特定健康診査の結果から、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して保健指導（人工透析への移行を防止することを目的とする指導）を行っています。

③ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用することで医療費の縮減が図れるため、生活習慣病に関する薬剤でジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額が100円以上の縮減効果が見込まれる方に、ジェネリック医薬品利用差額通知を年2回（10月、3月）送付しています。

また、被保険者証の更新時に、「ジェネリック希望」のシールを配布するなど、その利用促進に努めています。

| | | R1.9 | R2.3 | R2.9 | R3.3 |
|-------|----------|------|------|------|------|
| 数量シェア | 越谷市（％） | 81.1 | 82.6 | 81.1 | 81.9 |
| | 市町村平均（％） | 79.8 | 81.2 | 79.5 | 80.6 |

(表3)

④ レセプト点検

レセプト点検員により、埼玉県国民健康保険団体連合会が行った一次点検後に、レセプトの二次点検を実施し、医療費請求が適正であるか二重点検を行っています。

⑤ 不当利得返還請求事務等

国民健康保険の資格喪失後に、越谷市の被保険者証を使用して医療機関を受診する不当利得者がいるため、その際には越谷市が負担した保険給付費の返還請求を行っています。

また、第三者行為と思われる被保険者証使用については、発生状況等を調査し、保険給付を行う場合は、被保険者（被害者）から損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対して、その過失割合に応じて求償を行っています。

⑥ その他の取組について

その他にも、医療費通知の送付（年8回）や、人間ドック検診料助成事業、埼玉県コバトン健康マイレージ事業、重複頻回・服薬対策事業などに取り組み、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化に努めています。

（2）収納率向上の取組

① 徴収体制の一元化

収納率の更なる向上及び滞納繰越額の圧縮を図るため、国保年金課（旧国民健康保険課）にて行っていた収納業務を市税の収納業務を行っている収納課に平成28年度から一元化し、市税と一体化した徴収体制を構築しました。

② 休日納税相談の実施

仕事等で平日に来庁が困難な方を対象に、毎月第1・3日曜日（1月は第3日曜日のみ）に休日納税相談を実施し、少しでも滞納者が減るよう努めています。

③ 夜間催告、訪問による納税勧奨

督促や催告をしたにも関わらず納付や納付相談がない場合、早期に納税相談の機会を確保するため、月2回程度、夜間電話催告を実施しています。

④ 口座振替等の積極的促進

被保険者証の送付時に同封している小冊子に口座振替の手続きについて記載するなど、口座振替を促進しています。

また、令和2年12月からスマートフォン決済アプリでの支払いを開始し、納付のチャンネルを増やすことで、被保険者の納付利便性の向上を図っています。

(3) その他の取組

① 国民健康保険の資格の適正化

年金情報より国保の資格喪失や取得の手続きがなされていない方に、勧奨通知を送付し、早期の手続きを促しています。

また、納税通知書等の郵便物が届かない世帯に対し、市民課と合同で実態調査を実施し、実体のないことが確認できた被保険者については、市民課にて住民票を職権にて削除しています。

② 国民健康保険税の適正な賦課

確定申告や市民税の申告がなされておらず、国民健康保険税の申告もない未申告の方を対象に、申告書を送付し申告を促すことで、国民健康保険税の適正な賦課に努めています。

ポイント!

- ・赤字解消・削減に向け、様々な取組を進めている。
- ・具体的な取組は、費用の縮減のための医療費対策や収入の確保ための収納対策など。

4 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）について

（1）埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）の策定

広域化後の新制度では、都道府県が国民健康保険運営方針を策定し、市町村はこれを踏まえて国民健康保険の事務の実施に努めることとされました。埼玉県では、令和2年度で第1期の運営方針の計画期間が終了となることから、昨年12月に令和3年度から令和5年度までを計画期間とする埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）を策定しました。

（2）新たな運営方針における赤字削減・解消

新たな運営方針では、今後の保険税水準の統一に向け、令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定し、赤字解消の目標年次が令和8年度を超えている場合には、可能な限り目標年次の見直しを行うこととされました。

本市においては、貴協議会からの答申を踏まえて策定した「赤字削減・解消計画」において、赤字解消までの期間を平成30年度から10年程度（令和10年度）としておりましたが、その計画の見直しが必要となります。

また、これまでは一般会計からの法定外繰入であっても、解消すべき赤字とはされていなかった保健事業（特定健診や人間ドッグ助成、医療費通知などの健康の維持・増進のための事業で、例年約3億円程度）も赤字の対象とされることとなりました。

| | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
|-------|-------|-----------|------|------|------|------|------|------|--------------|-------------|-------|
| 本市の計画 | 計画策定 | 赤字削減・解消計画 | | | | | | | | | |
| | | 税率改定 | | | | | 赤字半減 | | | | |
| 県運営方針 | | 第1期 | | 第2期 | | | | | 赤字解消 目標年次 | 保険税の 準統一 | |

赤字解消の
目標年次が
前倒しに

（表4）

ポイント！

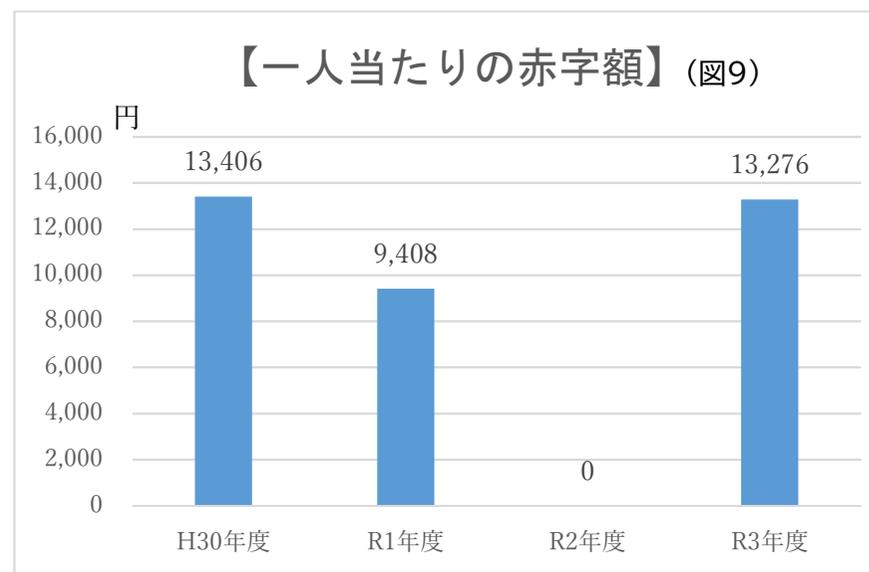
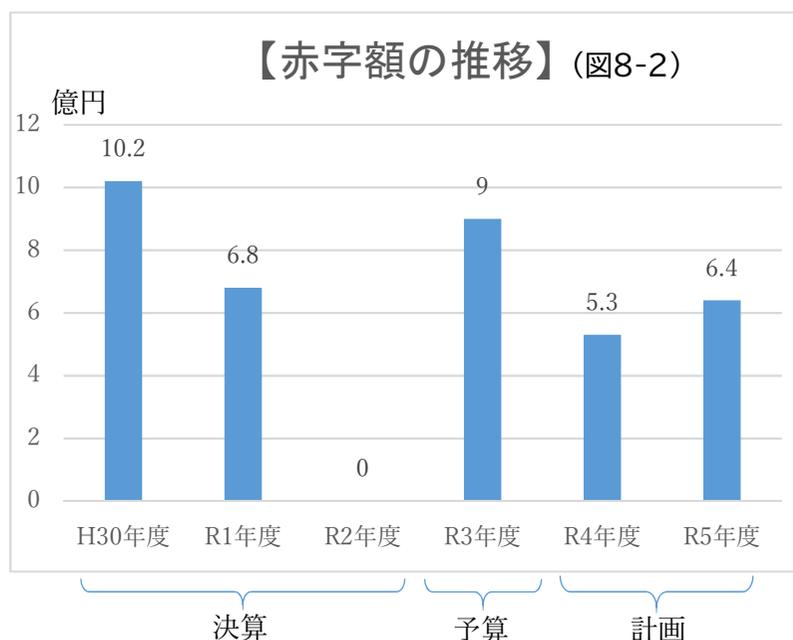
- ・埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)において、赤字解消の目標が令和8年度と明示された。
- ・保健事業(約3億円)についても赤字の対象となった。⇒赤字額の拡大

5 今後の赤字の見通しについて

(1) 本市の赤字の状況について

国民健康保険は医療保険という特定の事業を行うため、一般会計と区分して特別会計を設けていますが、財源の不足分は一般会計から繰り入れを行い、赤字を補填しています。

赤字額の推移（図8-2）は、令和2年度は平成30年度の納付金の精算により一時的に減少したものの、令和3年度当初予算ベースの赤字額は9億円となっています。また、令和3年度の一人当たりの赤字額（図9）は1万3,276円となっています。

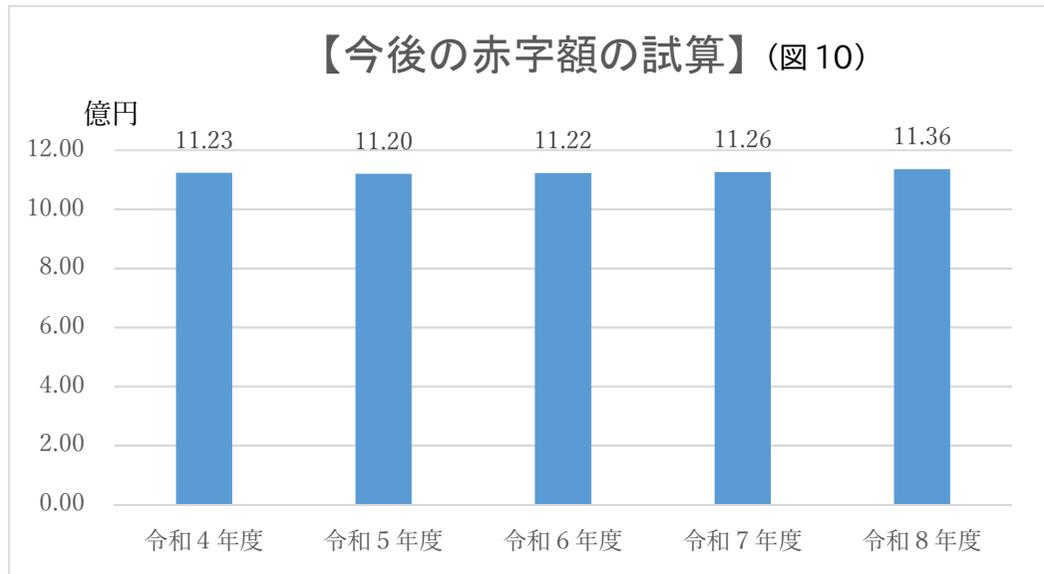


ポイント！

- ・赤字は令和2年度に一時的に解消したが、令和3年度当初予算では9億円となっている。
- ・一人当たりの赤字額は令和3年度当初予算で、1万3,276円。

(2) 本市の赤字額の今後の見通しについて

貴協議会からは、保険税は3年又は4年ごとに見直しを行うことが適当であるとの答申をいただいておりますが、仮にこのまま現行の保険税を維持した場合、令和4年度以降は赤字が約11億円の横ばいで続く見込みとなります(図10)。



- ・現行の保険税を維持した場合の試算。
- ・保健事業(例年:約3億円)を含めている。

ポイント!

- ・今後の赤字額は、現行の保険税を維持した場合、毎年11億程度となると試算される。

6 今後のスケジュール（案）

| 運営協議会 | 時 期 | 内 容 |
|---------|----------|---------------|
| 令和3年第2回 | 6月24日（木） | 市長からの諮問、現状の把握 |
| 第3回 | 8月上旬 | 見直し案の検討① |
| 第4回 | 9月下旬 | // ② |
| 第5回 | 10月下旬 | // ③、答申案の協議 |

新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税 減免及び傷病手当金の状況について

1. 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年中の収入が令和元年度と比較し30%以上減少することが見込まれるなどの世帯主に係る国民健康保険税の減免を行いました。

減免対象保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものです。

<減免実績>

| 対象年度 | 世帯数 | 減 免 額 |
|--------|--------|---------------|
| 令和元年度分 | 646 世帯 | 23,891,600 円 |
| 令和2年度分 | 755 世帯 | 146,790,300 円 |
| 計 | — | 170,681,900 円 |

2. 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるため、労務に服することが出来なくなった被用者に傷病手当金を支給しました。

<支給実績>

| 年度 | 件数 | 支 給 額 |
|--------|------|-------------|
| 令和2年度分 | 24 件 | 1,953,551 円 |

新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、事業を営む者が新型コロナウイルスに感染し、その療養のため労務に服することができない個人事業主を対象に一律10万円を支給するものです。

2. 対象者

新型コロナウイルス感染症に係る検査時に越谷市国民健康保険又は越谷市で後期高齢者医療制度に加入している方で次のいずれにも該当するもの。

- ・事業所得（所得税法第27条第1項に規定する事業所得）により生計を立てている方
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者であって、その療養のため事業を営むことができない期間がある方
- ・新型コロナウイルス感染症に係る検査を受けた日又は濃厚接触者として保健所から外出自粛の要請等を受けた日において、被保険者の資格を有している方

3. 支給額

一律10万円

4. 予算額

500万円

令和3年度一般会計4月補正予算
(財源は地方創生臨時交付金を活用)

5. 適用期間

令和3年4月23日から令和3年9月30日